

議案第33号

つくば市が管理する道路の構造の技術的基準等を定める条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成25年 2月22日

つくば市長 市 原 健 一

つくば市が管理する道路の構造の技術的基準等を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 道路の構造の技術的基準（第3条 - 第43条）

第3章 道路に設ける道路標識の寸法（第44条）

第4章 道路等との交差の方式を立体交差とすることを要しない場合（第45条）

第5章 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準（第46条 - 第77条）

第6章 雑則（第78条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第30条第3項、第45条第3項及び第48条の3並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「移動等円滑化法」という。）第10条第1項の規定に基づき、道路の構造の技術的基準、道路に設ける道路標識

の寸法，道路等との交差の方式を立体交差とすることを要しない場合及び移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は，法及び道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「政令」という。）並びに移動等円滑化法及び移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）において使用する用語の例による。

第2章 道路の構造の技術的基準

(道路の構造の技術的基準)

第3条 法第30条第3項の規定による条例で定める道路の構造の技術的基準は，この章に定めるとおりとする。

(道路の区分)

第4条 道路は，次の表に定めるところにより，第1種から第4種までに区分するものとする。

道路の存する地域 自動車専用道路 又はその他の道路の別	地方部	都市部
	自動車専用道路	第1種
その他の道路	第3種	第4種

2 第1種の道路は，第1号の表に定めるところにより第2級から第4級までに，第3種の道路は，第2号の表に定めるところにより第2級から第5級までに，第4種の道路は，第3号の表に定めるところにより第1級から第4級までに，それぞれ区分するものとする。ただし，地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては，該当する級が第1種第4級，第3種第5級及び第4種第4級である場合を除き，該当する級の1級下の級に区分することができる。

(1) 第1種の道路

道路の存する 地域の地形	計画交通量 (単位 1日につき台)	30,000 以上	20,000 以上	10,000 以上	10,000 未満
			30,000 未満	20,000 未満	
平地部		第2級		第3級	
山地部		第3級		第4級	

(2) 第3種の道路

道路の存する 地域の地形	計画交通量 (単位 1日につき台)	20,000 以上	4,000 以上	1,500 以上	500 以上	500 未満
			20,000 未満	4,000 未満	1,500 未満	
平地部		第2級		第3級	第4級	5級
山地部		第3級		第4級		5級

(3) 第4種の道路

計画交通量 (単位 1日につき台)	10,000 以上	4,000 以上	500 以上	500 未満
		10,000 未満	4,000 未満	
	第1級	第2級	第3級	4級

3 前2項の規定による区分は、当該道路の交通の状況を考慮して行うものとする。
(車線等)

第5条 車道(副道、停車帯その他規則で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。

2 道路の区分及び地方部に存する道路にあっては地形の状況に応じ、計画交通量が次の表の設計基準交通量の欄に掲げる値以下である道路の車線(付加追越車線、

登坂車線，屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。)の数は，2とする。

区 分		地 形	設計基準交通量 (単位 1日につき台)
第1種	第2級	平地部	14,000
	第3級	平地部	14,000
		山地部	10,000
	第4級	平地部	13,000
		山地部	9,000
第3種	第2級	平地部	9,000
	第3級	平地部	8,000
		山地部	6,000
	第4級	平地部	8,000
		山地部	6,000
第4種	第1級		12,000
	第2級		10,000
	第3級		9,000
<p>交差点の多い第4種の道路については，この表の設計基準交通量に0.8を乗じた値を設計基準交通量とする。</p>			

- 3 前項に規定する道路以外の道路（第2種の道路で対向車線を設けないもの並びに第3種第5級及び第4種第4級の道路を除く。）の車線の数4以上（交通の状況により必要がある場合を除き，2の倍数），第2種の道路で対向車線を設けないものの車線数は2以上とし，当該道路の区分及び地方部に存する道路にあっては地形の状況に応じ，次の表に掲げる1車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によって定めるものとする。

区 分	地 形	1車線当たり設計基準交通量
-----	-----	---------------

			(単位 1日につき台)
第1種	第2級	平地部	12,000
		山地部	9,000
	第3級	平地部	11,000
		山地部	8,000
	第4級	平地部	11,000
		山地部	8,000
第2種			18,000
第3種	第2級	平地部	9,000
		山地部	7,000
	第3級	平地部	8,000
		山地部	6,000
	第4級	平地部	7,000
		山地部	5,000
第4種	第1級		12,000
	第2級		10,000
	第3級		10,000
交差点の多い第4種の道路については、この表の1車線当たりの設計基準交通量に0.6を乗じた値を1車線当たりの設計基準交通量とする。			

- 4 車線（登坂車線，屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。）の幅員は，道路の区分に応じ，次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし，第1種第2級，第3種又は第4種の道路にあっては，交通の状況により必要がある場合においては，同欄に掲げる値に0.25メートルを加えた値，第2種の道路にあっては，地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては，同欄に掲げる値から0.25メートルを減じた値とすることができる。
-

区 分		車線の幅員 (単位 メートル)
第1種	第2級	3.5
	第3級	3.5
	第4級	3.25
第2種		3.5
第3種	第2級	3.25
	第3級	3
	第4種	2.75
第4種	第1級	3.25
	第2級及び第3級	3

5 第3種第5級又は第4種第4級の道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第34条の規定により車道に狭窄部きやくぶを設ける場合においては、3メートルとすることができる。

(車線の分離等)

第6条 第1種又は第2種の道路(対向車線を設けない道路を除く。以下この条において同じ。)の車線は、往復の方向別に分離するものとする。車線の数⁴以上であるその他の道路について、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においても、同様とする。

2 前項前段の規定にかかわらず、車線の数(登坂車線、屈折車線及び変速車線の数を除く。以下この条において同じ。)が3以下である第1種の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、その車線を往復の方向別に分離しないことができる。

3 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。

4 中央帯の幅員は、当該道路の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員の欄の左欄に

掲げる値以上とするものとする。ただし，長さ100メートル以上のトンネル，長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については，同表の中央帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区 分		中央帯の幅員(単位 メートル)	
第1種	第2級	4.5	2
	第3級	3	1.5
	第4級		
第2種		2.25	1.5
第3種	第2級	1.75	1
	第3級		
	第4級		
第4種	第1級	1	
	第2級		
	第3級		

5 中央帯には，側帯を設けるものとする。

6 前項の側帯の幅員は，道路の区分に応じ，次の表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の左欄に掲げる値とするものとする。ただし，第4項ただし書の規定により中央帯の幅員を縮小する道路又は箇所については，同表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区 分		中央帯に設ける側帯の幅員(単位 メートル)	
第1種	第2級	0.75	0.25
	第3級	0.5	
	第4級		
第2種		0.5	0.25
第3種	第2級	0.25	

	第3級		
	第4級		
第4種	第1級	0.25	
	第2級		
	第3級		

- 7 中央帯のうち側帯以外の部分（以下「分離帯」という。）には，柵その他これに類する工作物を設け，又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。
- 8 分離帯に路上施設を設ける場合においては，当該中央帯の幅員は，政令第12条に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。
- 9 同方向の車線の数が1である第1種の道路の当該車線の属する車道には，必要に応じ，付加追越車線を設けるものとする。

（副道）

第7条 車線（登坂車線，屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である第3種又は第4種の道路には，必要に応じ，副道を設けるものとする。

- 2 副道の幅員は，4メートルを標準とするものとする。

（路肩）

第8条 道路には，車道に接続して，路肩を設けるものとする。ただし，中央帯又は停車帯を設ける場合においては，この限りでない。

- 2 車道の左側に設ける路肩の幅員は，道路の区分に応じ，次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし，付加追越車線，登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所，長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所にあつては，同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区 分	車道の左側に設ける路肩の幅員 (単位 メートル)
-----	-----------------------------

第1種	第2級	2.5	1.75
	第3級	1.75	1.25
	第4級	1.75	1.25
第2種		1.25	
第3種	第2級	0.75	0.5
	第3級及び第4級	0.75	0.5
	第5級	0.5	
第4種		0.5	

- 3 前項の規定にかかわらず、車線を往復の方向別に分離する第1種の道路であって同方向の車線の数が1であるものの当該車線の属する車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所であって、大型の自動車の交通量が少ないものについては、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区 分	車道の左側に設ける路肩の幅員（単位 メートル）	
第2級及び第3級	2.5	1.75
第4級	2.5	2

- 4 車道の右側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値以上とするものとする。

区 分		車道の右側に設ける路肩の幅員 （単位 メートル）
第1種	第2級	1.25
	第3級及び第4級	0.75
第2種		0.75

第3種	0.5
第4種	0.5

- 5 トンネルの車道に接続する路肩（第3項本文に規定する路肩を除く。）の幅員は、第1種第2級の道路にあつては1メートルまで、第1種第3級又は第4級の道路にあつては0.75メートルまで、第3種（第5級を除く。）の道路にあつては0.5メートルまで縮小することができる。
- 6 副道に接続する路肩については、第2項の表第3種の項車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄中「0.75」とあるのは、「0.5」とする。
- 7 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあつては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。
- 8 第1種又は第2種の道路の車道に接続する路肩には、側帯を設けるものとする。
- 9 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の左欄に掲げる値とする。ただし、トンネルの車道に接続する路肩に設ける側帯の幅員は、同表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

区 分		路肩に設ける側帯の幅員（単位 メートル）	
第1種	第2級	0.75	0.5
	第3級	0.5	0.25
	第4級		
第2種		0.5	

- 10 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。
- 11 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第2項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄又は第4項の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値

を加えてこれらの規定を適用するものとする。

(停車帯)

第9条 第4種(第4級を除く。)の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

2 停車帯の幅員は、2.5メートルとするものとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

(自転車道)

第10条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車道の幅員は、2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、政令第12条に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。

5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車歩行者道)

第11条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路

を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては4メートル以上、その他の道路にあっては3メートル以上とするものとする。

3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道（以下「横断歩道橋等」という。）又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあっては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあっては2メートル、並木を設ける場合にあっては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあっては1メートル、その他の場合にあっては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（歩道）

第12条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 第3種又は第4種第4級の道路(自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては3.5メートル以上、その

他の道路にあっては2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあっては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあっては2メートル、並木を設ける場合にあっては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあっては1メートル、その他の場合にあっては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。
(歩行者の滞留の用に供する部分)

第13条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

(植樹帯)

第14条 道路には、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して必要があると認められる場合は、植樹帯を設けるものとする。

2 植樹帯の幅員は、1.5メートルを標準とする。

3 植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合は、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超え

る適切な値とするものとする。

4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

(設計速度)

第15条 道路(副道を除く。)の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の左欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の設計速度の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

区 分		設計速度(単位 1時間につきキロメートル)	
第1種	第2級	100	80
	第3級	80	60
	第4級	60	50
第2種		80	60
第3種	第2級	60	50又は40
	第3級	60, 50又は40	30
	第4級	50, 40又は30	20
	第5級	40, 30又は20	
第4種	第1級	60	50又は40
	第2級	60, 50又は40	30
	第3級	50, 40又は30	20
	第4級	40, 30又は20	

2 副道の設計速度は、1時間につき、40キロメートル、30キロメートル又は20キロメートルとする。

(車道の屈曲部)

第16条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間(車両の走行を円滑ならしめるために車道の屈曲部に設けられる一定の区間をいう。以下

同じ。)又は第34条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

(曲線半径)

第17条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分(以下「車道の曲線部」という。)の中心線の曲線半径(以下「曲線半径」という。)は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

設計速度(単位 1時間につきキロメートル)	曲線半径(単位 メートル)	
100	460	380
80	280	230
60	150	120
50	100	80
40	60	50
30	30	
20	15	

(曲線部の片勾配)

第18条 車道、中央帯(分離帯を除く。)及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の区分に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる値(第3種の道路で自転車道等を設けないものにあつては、6パーセント)以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、3種の道路(相当数の住宅が集合している地域を通過する道路のうち、その区間の道路に限る。)及び第4種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。

区 分	最大片勾配(単位 パーセント)
第1種、第2種及び第3種	10

(曲線部の車線等の拡幅)

第19条 車道の曲線部においては、設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線（車線を有しない道路にあっては、車道）を適切に拡幅するものとする。ただし、第2種及び第4種の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(緩和区間)

第20条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第4種の道路の車道の屈曲部にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 車道の曲線部において片勾配を付し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間においてすりつけをするものとする。
- 3 緩和区間の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値を超える場合においては、当該すりつけに必要な長さ）以上とするものとする。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	緩和区間の長さ (単位 メートル)
100	85
80	70
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

(視距等)

第21条 視距は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とす

るものとする。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	視距 (単位 メートル)
100	160
80	110
60	75
50	55
40	40
30	30
20	20

2 車線の数が2である道路（対向車線を設けない道路を除く。）においては，必要に応じ，自動車が追越しを行うのに十分な見通しの確保された区間を設けるものとする。

（縦断勾配）

第22条 車道の縦断勾配は，道路の区分及び道路の設計速度に応じ，次の表の縦断勾配の欄の左欄に掲げる値以下とするものとする。ただし，地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては，同表の縦断勾配の欄の右欄に掲げる値以下とすることができる。

区 分	設計速度	縦断勾配	
	(単位 1時間につきキロメートル)	(単位 パーセント)	
第1種，第2種 及び第3種	100	3	6
	80	4	7
	60	5	8
	50	6	9
	40	7	10
	30	8	11

	20	9	12
第4種	60	5	7
	50	6	8
	40	7	9
	30	8	10
	20	9	11

(登坂車線)

第23条 縦断勾配が5パーセント(設計速度が1時間につき100キロメートル以上である道路にあっては、3パーセント)を超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。

2 登坂車線の幅員は、3メートルとするものとする。

(縦断曲線)

第24条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

2 縦断曲線の半径は、当該道路の設計速度及び当該縦断曲線の曲線形に応じ、次の表の縦断曲線の半径の欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき60キロメートルである第4種第1級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、凸形縦断曲線の半径を1,000メートルまで縮小することができる。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦断曲線の曲線形	縦断曲線の半径 (単位 メートル)
100	凸型曲線	6,500
	凹型曲線	3,000
80	凸型曲線	3,000
	凹型曲線	2,000
60	凸型曲線	1,400
	凹型曲線	1,000

50	凸型曲線	800
	凹型曲線	700
40	凸型曲線	450
	凹型曲線	450
30	凸型曲線	250
	凹型曲線	250
20	凸型曲線	100
	凹型曲線	100

3 縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦断曲線の長さ (単位 メートル)
100	85
80	70
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

(舗装)

第25条 車道、中央帯(分離帯を除く。)、車道に接続する路肩、自転車道等及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ない等特別の理由がある場合においては、この限りでない。

2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を49キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして規則で定める基

準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。

- 3 第4種の道路（トンネルを除く。）の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

（横断勾配）

第26条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、路面の種類に応じ、次の表の右欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。

路面の種類	横断勾配（単位 パーセント）
前条第2項に規定する基準に適合する舗装道	1.5以上 2以下
その他	3以上 5以下

- 2 歩道又は自転車道等には、2パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。
- 3 前条第3項本文に規定する構造の舗装道にあっては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、又は縮小することができる。

（合成勾配）

第27条 合成勾配（縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。以下同じ。）は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき30キロメートル又は20キロメートルの道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない

場合においては，12.5パーセント以下とすることができる。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	合成勾配 (単位 パーセント)
100	10
80	10.5
60	
50	11.5
40	
30	
20	

(排水施設)

第28条 道路には，排水のため必要がある場合においては，側溝，街渠^{きよ}，集水ますその他の適当な排水施設を設けるものとする。

(平面交差又は接続)

第29条 道路は，駅前広場等特別の箇所を除き，同一箇所において同一平面で5以上交会させてはならない。

2 道路が同一平面で交差し，又は接続する場合においては，必要に応じ，屈折車線，変速車線若しくは交通島を設け，又は隅角部を切り取り，かつ，適当な見通しができる構造とするものとする。

3 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては，当該部分の車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の幅員は，第3種第2級又は第4種第1級の道路にあっては3メートルまで，第3種第3級又は第4種第2級若しくは第3級の道路にあっては2.75メートルまで縮小することができる。

4 屈折車線及び変速車線の幅員は，3メートルを標準とするものとする。ただし，地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては，第3種第2級又は第4種第1級の道路にあっては2.75メートルまで，第3種第3級若しくは

第4級又は第4種第2級若しくは第3級の道路にあつては2.5メートルまで縮小することができる。

- 5 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。

(立体交差)

第30条 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)の数が4以上である道路が相互に交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不適當なとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

- 2 道路を立体交差とする場合においては、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路(以下「連結路」という。)を設けるものとする。

- 3 連結路については、第5条から第8条まで、第15条、第17条、第18条、第20条から第22条まで、第24条及び第27条の規定は、適用しない。

(鉄道等との平面交差)

第31条 道路が鉄道又は軌道法(大正10年法律第76号)による新設軌道(以下「鉄道等」という。)と同一平面で交差する場合においては、その交差する道路は次に掲げる構造とするものとする。

(1) 交差角は、45度以上とすること。

(2) 踏切道の両側からそれぞれ30メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、2.5パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。

(3) 見通し区間の長さ(線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上5メートルの地点における1.2メートルの高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。)は、踏切道における鉄道等の車両の最高速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上と

すること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道等の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。

踏切道における鉄道等の車両の最高速度 (単位 1時間につきキロメートル)	見通し区間の長さ (単位 メートル)
50 未満	110
50 以上 70 未満	160
70 以上 80 未満	200
80 以上 90 未満	230
90 以上 100未満	260
100以上 110未満	300
110以上	350

(待避所)

第32条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

- (1) 待避所相互間の距離は、300メートル以内とすること。
- (2) 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。
- (3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第33条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、

柵，照明施設，視線誘導標，緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

（凸部，狭窄部等）

第34条 第4種第4級の道路又は主として近隣に居住する者の利用に供する第3種第5級の道路には，自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては，車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し，又は車道に狭窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。

（乗合自動車の停留所に設ける交通島）

第35条 自転車道，自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所には，必要に応じ，交通島を設けるものとする。

（自動車駐車場等）

第36条 安全かつ円滑な交通を確保し，又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては，自動車駐車場，自転車駐車場，乗合自動車停車所，非常駐車帯その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

（防護施設）

第37条 落石，崩壊，波浪等により交通に支障を及ぼし，又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には，柵，擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

（トンネル）

第38条 トンネルには，安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては，当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ，適当な換気施設を設けるものとする。

2 トンネルには，安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては，当該道路の設計速度等を勘案して，適当な照明施設を設けるものとする。

3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては，必要に応じ，通報施設，警報施設，消火施設その他の非常

用施設を設けるものとする。

(橋, 高架の道路等)

第39条 橋, 高架の道路その他これらに類する構造の道路は, 鋼構造, コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。

2 前項に規定するもののほか, 橋, 高架の道路その他これらに類する構造の道路(法第30条第1項第12号に掲げる事項に係るものを除く。)に関し必要な事項は, 規則で定める。

(附帯工事等の特例)

第40条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し, 又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において, 第5条から前条までの規定(第8条, 第15条, 第16条, 第26条, 第28条, 第33条及び第37条を除く。)による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは, これらの規定による基準によらないことができる。

(小区間改築の場合の特例)

第41条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において, これに隣接する他の区間の道路の構造が, 第5条, 第6条第4項から第6項まで, 第7条, 第9条, 第10条第3項, 第11条第2項及び第3項, 第12条第3項及び第4項, 第14条第2項及び第3項, 第17条から第24条まで, 第25条第3項並びに第27条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは, これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において, 当該道路の状況等からみて第5条, 第6条第3項から第5項まで, 第7条, 第8条第2項, 第9条, 第10条第3項, 第11条第2項及び第3項, 第12条第3項及び第4項, 第14条第2項及び第3項, 第21条第1項, 第23条第2項, 第25条第3項, 次条第1項及び第2項並びに第43条第1項の規定によ

る基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第42条 自転車専用道路の幅員は3メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は4メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2.5メートルまで縮小することができる。

2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員0.5メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。

3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、政令第39条第4項に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。

4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第4条から第40条まで及び前条第1項の規定(自転車歩行者専用道路にあつては、第13条を除く。)は、適用しない。

(歩行者専用道路)

第43条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、2メートル以上とするものとする。

2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、政令第40条第3項に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。

3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

4 歩行者専用道路については、第4条から第12条まで、第14条から第40条まで及

び第41条第1項の規定は、適用しない。

第3章 道路に設ける道路標識の寸法

第44条 法第45条第3項に規定する道路標識の寸法は、別表に定めるとおりとする。

第4章 道路等との交差の方式を立体交差とすることを要しない場合

第45条 法第48条の3ただし書に規定する条例で定める立体交差とすることを要しない場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 当該交差が一時的である場合
- (2) 立体交差とすることによって増加する工事の費用が、これによって生ずる利益を著しく超える場合

第5章 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準

(道路移動等円滑化基準)

第46条 移動等円滑化法第10条第1項の規定による移動円滑化のために必要な道路の構造に関する条例で定める基準は、この章に定めるとおりとする。

(歩道)

第47条 道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)には、歩道を設けるものとする。

(有効幅員)

第48条 歩道の有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては3.5メートル以上、その他の道路にあつては2メートル以上とするものとする。

2 自転車歩行者道の有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては4メートル以上、その他の道路にあつては3メートル以上とするものとする。

3 歩道又は自転車歩行者道(以下「歩道等」という。)の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(舗装)

第49条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とす

るものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

(勾配)

第50条 歩道等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

- 2 歩道等(車両乗入れ部を除く。)の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

(歩道等と車道等の分離)

第51条 歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩(以下「車道等」という。)又は自転車道に接続して縁石線を設けるものとする。

- 2 歩道等(車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。)に設ける縁石の車道等に対する高さは、15センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。
- 3 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けるものとする。

(高さ)

第52条 歩道等(縁石を除く。)の車道等に対する高さは、5センチメートルを標準とするものとする。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。

- 2 前項の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して

定めるものとする。

(横断歩道に接続する歩道等の部分)

第53条 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は2センチメートルを標準とするものとする。

2 前項の段差に接続する歩道等の部分は、車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」という。)が円滑に転回することができる構造とするものとする。

(車両乗入れ部)

第54条 第48条の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち第50条第2項の規定による基準を満たす部分の有効幅員は、2メートル以上とするものとする。

(立体横断施設)

第55条 道路には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設(以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。)を設けるものとする。

2 移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けるものとする。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

3 前項に規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けるものとする。

(エレベーター)

第56条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

(1) かごの内法幅は1.5メートル以上とし、内法奥行きは1.5メートル以上とすること。

(2) 前号の規定にかかわらず、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉するかごの出入口を音声に

より知らせる装置が設けられているものに限る。) にあっては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。

- (3) かご及び昇降路の出入口の有効幅は、第1号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては90センチメートル以上とし、前号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては80センチメートル以上とすること。
- (4) かご内に、車椅子使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第2号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては、この限りでない。
- (5) かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、かご外からかご内を視覚的に確認することができる構造とすること。
- (6) かご内に手すりを設けること。
- (7) かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。
- (8) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
- (9) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- (10) かご内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。
- (11) かご内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作することができる構造とすること。
- (12) 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅は1.5メートル以上とし、有効奥行きは1.5メートル以上とすること。
- (13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び

昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

(傾斜路)

第 5 7 条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路 (その踊り場を含む。以下同じ。) は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートル以上とすることができる。
- (2) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。
- (3) 横断勾配は、設けないこと。
- (4) 2段式の手すりを両側に設けること。
- (5) 手すり端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (6) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (7) 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとする。
- (8) 傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
- (9) 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。
- (10) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅が1.5メートル以上の踊り場を設けること。

(エスカレーター)

第 5 8 条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエスカレーターは、次に定め

る構造とするものとする。

- (1) 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。
- (2) 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。
- (3) 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にある構造とすること。
- (4) 踏み段の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別することができるものとする。
- (5) くし板の端部と踏み段の色の輝度比が大きいこと等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別することができるものとする。
- (6) エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。
- (7) 踏み段の有効幅は、1メートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合においては、60センチメートル以上とすることができる。

(通路)

第59条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めること。
- (2) 縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。
- (3) 2段式の手すりを両側に設けること。
- (4) 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (5) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (6) 通路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

(階段)

第60条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段（その踊り場を含む。以

下同じ。)は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、1.5メートル以上とすること。
- (2) 2段式の手すりを両側に設けること。
- (3) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (4) 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- (5) 踏み面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (6) 踏み面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。
- (7) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- (8) 階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
- (9) 階段の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。
- (10) 階段の高さが3メートルを超える場合においては、その途中に踊り場を設けること。
- (11) 踊り場の踏み幅は、直階段の場合にあっては1.2メートル以上とし、その他の場合にあっては当該階段の幅員の値以上とすること。

(高さ)

第61条 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、15センチメートルを標準とするものとする。

(ベンチ及び上屋)

第62条 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別

の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(障害者用駐車施設)

第 6 3 条 自動車駐車場には、障害者が円滑に利用できる駐車のために供する部分(以下「障害者用駐車施設」という。)を設けるものとする。

2 障害者用駐車施設の数、は、自動車駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とするものとする。

3 障害者用駐車施設は、次に定める構造とするものとする。

(1) 当該障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

(2) 有効幅は、3.5メートル以上とすること。

(3) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(障害者用停車施設)

第 6 4 条 自動車駐車場の自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける際には、障害者が円滑に利用できる停車のために供する部分(以下「障害者用停車施設」という。)を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 障害者用停車施設は、次に定める構造とするものとする。

(1) 当該障害者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用停車施設までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

(2) 車両への乗降のために供する部分の有効幅は1.5メートル以上とし、有効奥行きは1.5メートル以上とするなど、障害者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。

(3) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(出入口)

第65条 自動車駐車場の歩行者の出入口は、次に定める構造とするものとする。

ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。

(1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち1以上の出入口の有効幅は、1.2メートル以上とすること。

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、前号ただし書の規定により設ける歩行者の入り口のうち、1以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあつては車椅子使用者が円滑に開閉して通過することができる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(通路)

第66条 障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち1以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。

(2) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(3) 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。

(エレベーター)

第67条 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階(障害者用駐車施設が設けられている階に限る。)を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

2 前項のエレベーターのうち1以上のエレベーターは、前条に規定する出入口に近接して設けるものとする。

3 第56条第1号から第4号までの規定は、第1項のエレベーター(前項のエレベーターを除く。)について準用する。

4 第56条の規定は，第2項のエレベーターについて準用する。

(傾斜路)

第68条 第57条の規定は，前条第1項ただし書の傾斜路について準用する。

(階段)

第69条 第60条の規定は，自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段の構造について準用する。

(屋根)

第70条 屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設，障害者用停車施設及び第66条に規定する通路には，屋根を設けるものとする。

(便所)

第71条 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合には，当該便所は，次に定める構造とするものとする。

(1) 便所の出入口付近に，男子用及び女子用の区別(当該区別がある場合に限る。)

並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。

(2) 床の表面は，滑りにくい仕上げとすること。

(3) 男子用小便器を設ける場合においては，1以上の床置き式の小便器，壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を設けること。

(4) 前号の規定により設けられる小便器を高齢者，障害者等が利用しやすい位置に，手すりを設けること。

2 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合には，そのうち1以上の便所は，次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1) 便所(男子用及び女子用の区別があるときは，それぞれの便所)内に高齢者，障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられているものであること。

(2) 高齢者，障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第72条 前条第2項第1号の便房を設ける便所は，次に定める構造とするものとする。

(1) 第66条の規定により設けられる通路と便所との間の経路における通路のうち1以上の通路は，同条各号に定める構造とすること。

(2) 出入口の有効幅は，80センチメートル以上とすること。

(3) 出入口には，車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし，傾斜路を設ける場合においては，この限りでない。

(4) 出入口には，高齢者，障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。

(5) 出入口に戸を設ける場合においては，当該戸は，次に定める構造とすること。

ア 有効幅は，80センチメートル以上とすること。

イ 高齢者，障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(6) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

2 前条第2項第1号の便房は，次に定める構造とするものとする。

(1) 出入口には，車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

(2) 出入口には，当該便房が高齢者，障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。

(3) 腰掛式の便器及び手すりを設けること。

(4) 高齢者，障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設け，かつ，その旨を見やすい方法により表示すること。

(5) 非常ベル等の外部に緊急を知らせる器具を取り付けること。

3 第1項第2号，第5号及び第6号の規定は，前項の便房について準用する。

第73条 前条第1項第1号から第3号まで，第5号及び第6号並びに第2項第2号から第5号までの規定は，第71条第2項第2号の便所について準用する。この場合において，前条第2項第2号中「当該便房」とあるのは，「当該便所」と読

み替えるものとする。

(案内標識)

第74条 交差点，駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には，高齢者，障害者等が見やすい位置に，高齢者，障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設，福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

2 前項の案内標識には，点字，音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(視覚障害者誘導用ブロック)

第75条 歩道等，立体横断施設の通路，乗合自動車停留所及び自動車駐車場の通路には，視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に，視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。この場合において，視覚障害者誘導用ブロックの敷設は，視覚障害者の安全性及び利便性に配慮した方法によるものとする。

2 視覚障害者誘導用ブロックの色は，黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。

3 視覚障害者誘導用ブロックには，視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に，音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(休憩施設)

第76条 歩道等には，適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし，これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては，この限りでない。

(照明施設)

第77条 歩道等及び立体横断施設には，照明施設を連続して設けるものとする。ただし，夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保さ

れる場合においては、この限りでない。

- 2 乗合自動車停留所及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

第6章 雑則

(委任)

- 第78条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第47条の規定により歩道を設ける道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第47条の規定にかかわらず、当分の間、歩道に代えて、車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭窄部又は屈曲部その他の自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための道路の部分を設けることができる。
- 3 第47条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第48条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を1.5メートルまで縮小することができる。
- 4 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーター又はエスカレーターが存する道路の区間について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない

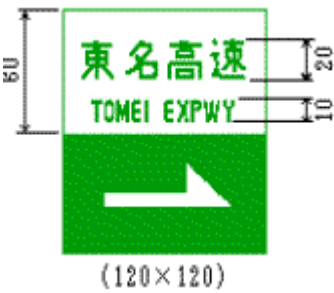

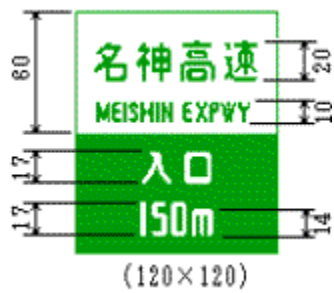
場合においては，第48条第1項及び第2項の規定にかかわらず，当分の間，当該区間における歩道等の有効幅員を1メートルまで縮小することができる。






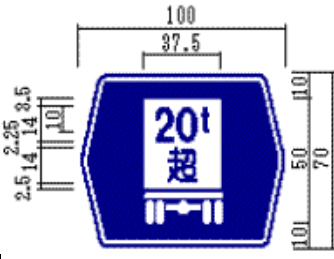
5 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないため，第52条の規定による基準をそのまま適用することが適当でない認められるときは，当分の間，同条の規定による基準によらないことができる。

6 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては，第54条の規定の適用については，当分の間，同条中「2メートル」とあるのは「1メートル」とする。

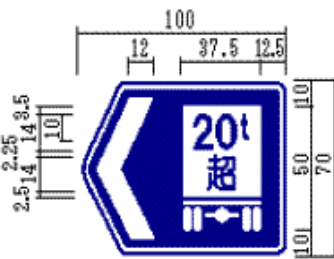
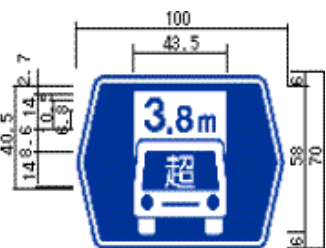
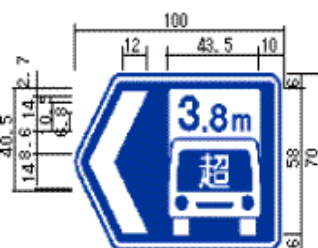
別表



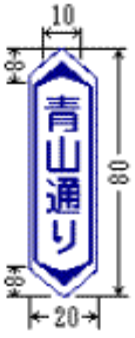
1 案内標識

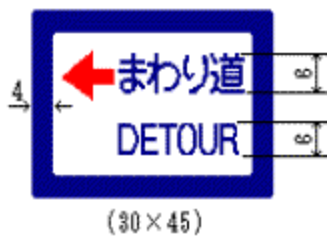
種類	入口の方向	入口の方向	入口の予告
番号	(103-A)	(103-B)	(104)
標識	 <p>(120×120)</p>	 <p>(120×120)</p>	 <p>(120×120)</p>
種類	非常電話	待避所	非常駐車帯
番号	(116の2)	(116の3)	(116の4)

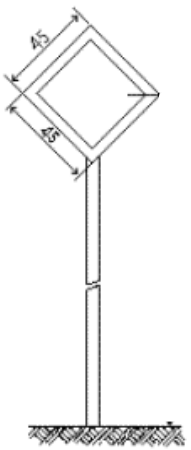
標識	 (90×60)	 (90×60)	 (90×60)
種類	駐車場	登坂車線	総重量限度緩和指定区間
番号	(117-A)	(117の2-A)	(118の3-A)
標識	 (60×60)	 (60×160)	

2 警戒標識

種類	総重量限度緩和指定道路	高さ限度緩和指定道路	高さ限度緩和指定道路
番号	(118の3-B)	(118の4-A)	(118の4-B)
標識			




種類	道路の通称名	道路の通称名	道路の通称名
番号	(1 1 9 - A)	(1 1 9 - B)	(1 1 9 - C)
標識			

種類	まわり道
番号	(1 2 0 - A)
標識	

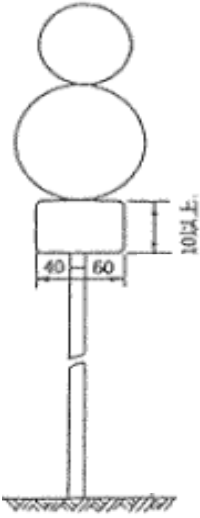

種類	本標識及び柱の企画
標識	

種類	十形道路交差点あり	左（又は）方屈曲あり	信号機あり
番号	(2 0 1 - A)	(2 0 2)	(2 0 8 の 2)
標識			
種類	落石のおそれあり	路面凹凸あり	合流交通あり
番号	(2 0 9 の 2)	(2 0 9 の 3)	(2 1 0)
標識			

種類	車線数減少	幅員減少	二方向交通
番号	(2 1 1)	(2 1 2)	(2 1 2 の 2)

標識			
----	---	--	---

3 補助標識

種類	補助標識の寸法 (注意事項(510)を除く。)	種類	注意事項
		番号	(5 1 0)
標識		標識	

備考

1 本標識板

(1) 寸法

ア 寸法が図示されているものについては、図示の寸法（その単位はセンチメートルとする。以下この備考において同じ。）を基準とする。

イ 高速道路等以外の道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあっては、図示の横寸法を図示の寸法の2.5倍まで拡大することができる。

ウ 高速道路等以外の道路に設置する「駐車場（117 - A）」、「総重量限度緩和指定道路（118の3 - A・B）」、「高さ限度緩和指定道路（118の4 - A・B）」及び「まわり道（120 - A）」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合は図示の寸法（イに規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の寸法）の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。

エ 高速道路等以外の道路に設置する「登板車線（117の2 - A）」及び「道路の通称名（119 - A・B・C）」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の1.5倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。

オ 高速道路等以外の道路に設置する「道路の通称名（119 - A・B）」を表示する案内標識については、表示する文字の字数により図示の横寸法（「道路の通称名（119 - C）」を表示するものについては、縦寸法）を拡大することができる。

(2) 文字の大きさ等

ア 寸法が図示されている文字及び記号の大きさは、図示の寸法を基準とする。

イ 高速道路等以外の道路に設置する案内標識で、「入口の方向（103 - B）」、「入口の予告（104）」、「方面、方向及び道路の通称名の予告（108の3）」、「方面、方向及び道路の通称名（108の4）」、「著名地点（114 - B）」、「非常電話（116の2）」、「待避所（116の3）」、「非常駐車帯（116の4）」、「駐車場（117 - A）」、「登板車線（117の2 - A）」、「総重量限度緩和指定道路（118の3 - A・B）」、「高さ限度緩和指定道路（118の4 - A・B）」、「道路の通称名（119 - A・B・C）」及び「まわり道（120 - A）」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表

の右欄に掲げる値（ローマ字にあっては，その2分の1の値）を基準とする。ただし，必要がある場合にあっては，これを1.5倍，2倍，2.5倍又は3倍に，それぞれ拡大することができる。

設計速度(単位 キロメートル毎時)	文字の大きさ(単位 センチメートル)
70以上	30
40，50又は60	20
30以下	10

ウ 「方面，方向及び道路の通称名の予告（108の3）」及び「方面，方向及び道路の通称名（108の4）」を表示する案内標識については，矢印外の文字の大きさは，イの規定によるものとし，矢印中の文字の大きさは，矢印外の文字の大きさの0.6倍の大きさとする。

エ 「著名地点（114 - B）」を表示するものの文字の大きさは，10センチメートルを標準とする。

オ 「市町村（101）」，「方面，方向及び距離（105 - B・C）」，「方面及び距離（106 - A・C）」，「方面及び方向の予告（108 - A・B）」，「方面及び方向（108の2 - A・B）」，「方面，方向及び道路の通称名の予告（108の3）」，「方面，方向及び道路の通称名（108の4）」及び「著名地点（114 - A・B）」を表示する案内標識に，それぞれ市章及び公共施設等の形状等を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは，日本字の大きさの1.7倍以下の大きさとする。

カ 高速道路等以外の道路に設置する「駐車場（117 - A）」を表示する案内標識に便所を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは，駐車場を表示する記号の0.7倍以下の大きさとする。

キ 縁，縁線及び区分線の太さは，次の寸法を基準とする。

(ア) 案内標識

縁は，高速道路等以外の道路に設置するもので，「待避所（116の3）」，

「駐車場（117 - A）」及び「まわり道（120 - B）」を表示するものについては9ミリメートル、「総重量限度緩和指定道路（118の3 - A・B）」及び「高さ限度緩和指定道路（118の4 - A・B）」を表示するものについては16ミリメートル、「登板車線（117の2 - A）」を表示するものについては10ミリメートル、「道路の通称名（119 - A・B・C）」を表示するものについては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大ききの20分の1以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大ききの20分の1以上の太さとする。

(1) 警戒標識

縁及び縁線は、12ミリメートルとする。

2 補助標識

(1) 図示の寸法を基準とする。

(2) 補助標識は、その附置される本標識板の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大し、又は縮小することができる。

つくば市が管理する道路の構造の技術的基準等を定める条例をここに公布する。

平成25年 3 月 日

つくば市長

つくば市条例第 号

つくば市が管理する道路の構造の技術的基準等を定める条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 道路の構造の技術的基準（第 3 条－第 43 条）

第 3 章 道路に設ける道路標識の寸法（第 44 条）

第 4 章 道路等との交差の方式を立体交差とすることを要しない場合（第 45 条）

第 5 章 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準（第 46 条－第 77 条）

第 6 章 雑則（第 78 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。）第 30 条第 3 項、第 45 条第 3 項及び第 48 条の 3 並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「移動等円滑化法」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づき、道路の構造の技術的基準、道路に設ける道路標識の寸法、道路等との交差の方式を立体交差とすることを要しない場合及び移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「政令」という。）並びに移動等円滑化法及び移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）において使用する用語の例による。

第2章 道路の構造の技術的基準

(道路の構造の技術的基準)

第3条 法第30条第3項の規定による条例で定める道路の構造の技術的基準は、この章に定めるとおりとする。

(道路の区分)

第4条 道路は、次の表に定めるところにより、第1種から第4種までに区分するものとする。

道路の存する地域 自動車専用道路 又はその他の道路の別	地方部	都市部
	自動車専用道路	第1種
その他の道路	第3種	第4種

2 第1種の道路は、第1号の表に定めるところにより第2級から第4級までに、第3種の道路は、第2号の表に定めるところにより第2級から第5級までに、第4種の道路は、第3号の表に定めるところにより第1級から第4級までに、それぞれ区分するものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、該当する級が第1種第4級、第3種第5級及び第4種第4級である場合を除き、該当する級の1級下の級に区分することができる。

(1) 第1種の道路

計画交通量 (単位 1日につき台)	30,000 以上	20,000 以上	10,000 以上	10,000 未満

道路の存する 地域の地形		30,000	20,000	
		未満	未満	
平地部	第2級		第3級	
山地部	第3級		第4級	

(2) 第3種の道路

道路の存する 地域の地形	計画交通量 (単位 1日につき台)	20,000	4,000	1,500	500	500
		以上	以上	以上	以上	未満
		20,000	4,000	1,500		
		未満	未満	未満		
平地部		第2級		第3級	第4級	5級
山地部		第3級		第4級		5級

(3) 第4種の道路

計画交通量	10,000	4,000	500	500
(単位 1日につき台)	以上	以上	以上	未満
		10,000	4,000	
		未満	未満	
	第1級	第2級	第3級	4級

3 前2項の規定による区分は、当該道路の交通の状況を考慮して行うものとする。
(車線等)

第5条 車道（副道、停車帯その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、この限りでない。

2 道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、計画交通量が次の表の設計基準交通量の欄に掲げる値以下である道路の車線（付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。）の数は、2とする。

区 分		地 形	設計基準交通量 (単位 1日につき台)
第1種	第2級	平地部	14,000
	第3級	平地部	14,000
		山地部	10,000
	第4級	平地部	13,000
		山地部	9,000
第3種	第2級	平地部	9,000
	第3級	平地部	8,000
		山地部	6,000
	第4級	平地部	8,000
		山地部	6,000
第4種	第1級		12,000
	第2級		10,000
	第3級		9,000
<p>交差点の多い第4種の道路については、この表の設計基準交通量に0.8を乗じた値を設計基準交通量とする。</p>			

- 3 前項に規定する道路以外の道路（第2種の道路で対向車線を設けないもの並びに第3種第5級及び第4種第4級の道路を除く。）の車線の数⁴は4以上（交通の状況により必要がある場合を除き、2の倍数）、第2種の道路で対向車線を設けないものの車線⁴の数は2以上とし、当該道路の区分及び地方部に存する道路⁴にあつては地形の状況に応じ、次の表に掲げる1車線当たりの設計基準交通量⁴に対する当該道路の計画交通量の割合によって定めるものとする。

区 分		地 形	1車線当たり設計基準交通量 (単位 1日につき台)
第1種	第2級	平地部	12,000

		山地部	9,000
	第3級	平地部	11,000
		山地部	8,000
	第4級	平地部	11,000
		山地部	8,000
第2種			18,000
第3種	第2級	平地部	9,000
		山地部	7,000
	第3級	平地部	8,000
		山地部	6,000
	第4級	平地部	7,000
		山地部	5,000
第4種	第1級		12,000
	第2級		10,000
	第3級		10,000
<p>交差点の多い第4種の道路については、この表の1車線当たりの設計基準交通量に0.6を乗じた値を1車線当たりの設計基準交通量とする。</p>			

- 4 車線（登坂車線，屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。）の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし、第1種第2級，第3種又は第4種の道路にあつては、交通の状況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値に0.25メートルを加えた値，第2種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同欄に掲げる値から0.25メートルを減じた値とすることができる。

区 分		車線の幅員 (単位 メートル)
第1種	第2級	3.5

	第3級	3.5
	第4級	3.25
第2種		3.5
第3種	第2級	3.25
	第3級	3
	第4種	2.75
第4種	第1級	3.25
	第2級及び第3級	3

5 第3種第5級又は第4種第4級の道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第34条の規定により車道に狭窄部さくを設ける場合においては、3メートルとすることができる。

(車線の分離等)

第6条 第1種又は第2種の道路（対向車線を設けない道路を除く。以下この条において同じ。）の車線は、往復の方向別に分離するものとする。車線の数4以上であるその他の道路について、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においても、同様とする。

2 前項前段の規定にかかわらず、車線の数（登坂車線、屈折車線及び変速車線の数を除く。以下この条において同じ。）が3以下である第1種の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、その車線を往復の方向別に分離しないことができる。

3 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。

4 中央帯の幅員は、当該道路の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由に

よりやむを得ない箇所については、同表の中央帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区 分		中央帯の幅員 (単位 メートル)	
第1種	第2級	4.5	2
	第3級	3	1.5
	第4級		
第2種		2.25	1.5
第3種	第2級	1.75	1
	第3級		
	第4級		
第4種	第1級	1	
	第2級		
	第3級		

5 中央帯には、側帯を設けるものとする。

6 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の左欄に掲げる値とするものとする。ただし、第4項ただし書の規定により中央帯の幅員を縮小する道路又は箇所については、同表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区 分		中央帯に設ける側帯の幅員 (単位 メートル)	
第1種	第2級	0.75	0.25
	第3級	0.5	
	第4級		
第2種		0.5	0.25
第3種	第2級	0.25	
	第3級		
	第4級		

第4種	第1級	0.25	
	第2級		
	第3級		

7 中央帯のうち側帯以外の部分（以下「分離帯」という。）には，柵その他これに類する工作物を設け，又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。

8 分離帯に路上施設を設ける場合においては，当該中央帯の幅員は，政令第12条に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。

9 同方向の車線の数が1である第1種の道路の当該車線の属する車道には，必要に応じ，付加追越車線を設けるものとする。

（副道）

第7条 車線（登坂車線，屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である第3種又は第4種の道路には，必要に応じ，副道を設けるものとする。

2 副道の幅員は，4メートルを標準とするものとする。

（路肩）

第8条 道路には，車道に接続して，路肩を設けるものとする。ただし，中央帯又は停車帯を設ける場合においては，この限りでない。

2 車道の左側に設ける路肩の幅員は，道路の区分に応じ，次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし，付加追越車線，登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所，長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所にあつては，同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区 分		車道の左側に設ける路肩の幅員 (単位 メートル)	
第1種	第2級	2.5	1.75
	第3級	1.75	1.25

	第4級	1.75	1.25
第2種		1.25	
第3種	第2級	0.75	0.5
	第3級及び第4級	0.75	0.5
	第5級	0.5	
第4種		0.5	

- 3 前項の規定にかかわらず、車線を往復の方向別に分離する第1種の道路であつて同方向の車線の数が1であるものの当該車線の属する車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所であつて、大型の自動車の交通量が少ないものについては、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区 分	車道の左側に設ける路肩の幅員 (単位 メートル)	
第2級及び第3級	2.5	1.75
第4級	2.5	2

- 4 車道の右側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値以上とするものとする。

区 分		車道の右側に設ける路肩の幅員 (単位 メートル)
第1種	第2級	1.25
	第3級及び第4級	0.75
第2種		0.75
第3種		0.5
第4種		0.5

- 5 トンネルの車道に接続する路肩（第3項本文に規定する路肩を除く。）の幅員は、第1種第2級の道路にあつては1メートルまで、第1種第3級又は第4級の道路にあつては0.75メートルまで、第3種（第5級を除く。）の道路にあつては0.5メートルまで縮小することができる。
- 6 副道に接続する路肩については、第2項の表第3種の項車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄中「0.75」とあるのは、「0.5」とする。
- 7 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあつては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。
- 8 第1種又は第2種の道路の車道に接続する路肩には、側帯を設けるものとする。
- 9 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の左欄に掲げる値とする。ただし、トンネルの車道に接続する路肩に設ける側帯の幅員は、同表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

区 分		路肩に設ける側帯の幅員（単位 メートル）	
第1種	第2級	0.75	0.5
	第3級	0.5	0.25
	第4級		
第2種		0.5	

- 10 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。
- 11 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第2項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄又は第4項の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。

（停車帯）

第9条 第4種（第4級を除く。）の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

2 停車帯の幅員は、2.5メートルとするものとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

（自転車道）

第10条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車道の幅員は、2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、政令第12条に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。

5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（自転車歩行者道）

第11条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

い。

- 2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては4メートル以上、その他の道路にあつては3メートル以上とするものとする。
- 3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道（以下「横断歩道橋等」という。）又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（歩道）

- 第12条 第4種（第4級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第3種（第5級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 2 第3種又は第4種第4級の道路（自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
 - 3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては3.5メートル以上、その他の道路にあつては2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小する

ことができる。

4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。
(歩行者の滞留の用に供する部分)

第13条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

(植樹帯)

第14条 道路には、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して必要があると認められる場合は、植樹帯を設けるものとする。

2 植樹帯の幅員は、1.5メートルを標準とする。

3 植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合は、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。

4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配

置等を適切に行うものとする。

(設計速度)

第15条 道路（副道を除く。）の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の左欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の設計速度の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

区 分		設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	
第1種	第2級	100	80
	第3級	80	60
	第4級	60	50
第2種		80	60
第3種	第2級	60	50又は40
	第3級	60, 50又は40	30
	第4級	50, 40又は30	20
	第5級	40, 30又は20	
第4種	第1級	60	50又は40
	第2級	60, 50又は40	30
	第3級	50, 40又は30	20
	第4級	40, 30又は20	

2 副道の設計速度は、1時間につき、40キロメートル、30キロメートル又は20キロメートルとする。

(車道の屈曲部)

第16条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間（車両の走行を円滑ならしめるために車道の屈曲部に設けられる一定の区間をいう。以下同じ。）又は第34条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

(曲線半径)

第17条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分（以下「車道の曲線部」という。）の中心線の曲線半径（以下「曲線半径」という。）は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	曲線半径 (単位 メートル)	
100	460	380
80	280	230
60	150	120
50	100	80
40	60	50
30	30	
20	15	

（曲線部の片勾配）

第18条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の区分に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる値（第3種の道路で自転車道等を設けないものにあつては、6パーセント）以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、3種の道路（相当数の住宅が集合している地域を通過する道路のうち、その区間の道路に限る。）及び第4種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。

区 分	最大片勾配 (単位 パーセント)
第1種, 第2種及び第3種	10
第4種	6

（曲線部の車線等の拡幅）

第19条 車道の曲線部においては、設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線（車線を有しない道路にあっては、車道）を適切に拡幅するものとする。ただし、第2種及び第4種の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

（緩和区間）

第20条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第4種の道路の車道の屈曲部にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 車道の曲線部において片勾配を付し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間においてすりつけをするものとする。

3 緩和区間の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値を超える場合においては、当該すりつけに必要な長さ）以上とするものとする。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	緩和区間の長さ (単位 メートル)
100	85
80	70
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

（視距等）

第21条 視距は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度	視距
------	----

(単位 1時間につきキロメートル)	(単位 メートル)
100	160
80	110
60	75
50	55
40	40
30	30
20	20

2 車線の数が2である道路（対向車線を設けない道路を除く。）においては、必要に応じ、自動車が追越しを行うのに十分な見通しの確保された区間を設けるものとする。

（縦断勾配）

第22条 車道の縦断勾配は、道路の区分及び道路の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の左欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の縦断勾配の欄の右欄に掲げる値以下とすることができる。

区 分	設計速度	縦断勾配	
	(単位 1時間につきキロメートル)	(単位 パーセント)	
第1種, 第2種 及び第3種	100	3	6
	80	4	7
	60	5	8
	50	6	9
	40	7	10
	30	8	11
	20	9	12
第4種	60	5	7

	50	6	8
	40	7	9
	30	8	10
	20	9	11

(登坂車線)

第23条 縦断勾配が5パーセント（設計速度が1時間につき100キロメートル以上である道路にあつては、3パーセント）を超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。

2 登坂車線の幅員は、3メートルとするものとする。

(縦断曲線)

第24条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

2 縦断曲線の半径は、当該道路の設計速度及び当該縦断曲線の曲線形に応じ、次の表の縦断曲線の半径の欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき60キロメートルである第4種第1級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、凸形縦断曲線の半径を1,000メートルまで縮小することができる。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦断曲線の曲線形	縦断曲線の半径 (単位 メートル)
100	凸型曲線	6,500
	凹型曲線	3,000
80	凸型曲線	3,000
	凹型曲線	2,000
60	凸型曲線	1,400
	凹型曲線	1,000
50	凸型曲線	800
	凹型曲線	700

40	凸型曲線	450
	凹型曲線	450
30	凸型曲線	250
	凹型曲線	250
20	凸型曲線	100
	凹型曲線	100

3 縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦断曲線の長さ (単位 メートル)
100	85
80	70
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

(舗装)

第25条 車道，中央帯（分離帯を除く。），車道に接続する路肩，自転車道等及び歩道は，舗装するものとする。ただし，交通量が極めて少ない等特別の理由がある場合においては，この限りでない。

2 車道及び側帯の舗装は，その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を49キロニュートンとし，計画交通量，自動車の重量，路床の状態，気象状況等を勘案して，自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして規則で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし，自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては，この限りでない。

3 第4種の道路（トンネルを除く。）の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

（横断勾配）

第26条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、路面の種類に応じ、次の表の右欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。

路面の種類	横断勾配（単位 パーセント）
前条第2項に規定する基準に適合する舗装道	1.5以上 2以下
その他	3以上 5以下

2 歩道又は自転車道等には、2パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。

3 前条第3項本文に規定する構造の舗装道にあっては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、又は縮小することができる。

（合成勾配）

第27条 合成勾配（縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。以下同じ。）は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき30キロメートル又は20キロメートルの道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、12.5パーセント以下とすることができる。

設計速度	合成勾配
------	------

(単位 1時間につきキロメートル)	(単位 パーセント)
100	10
80	10.5
60	
50	11.5
40	
30	
20	

(排水施設)

第28条 道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠、集水^{きよ}ますその他の適当な排水施設を設けるものとする。

(平面交差又は接続)

第29条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で5以上交会させてはならない。

2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。

3 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の幅員は、第3種第2級又は第4種第1級の道路にあっては3メートルまで、第3種第3級又は第4種第2級若しくは第3級の道路にあっては2.75メートルまで縮小することができる。

4 屈折車線及び変速車線の幅員は、3メートルを標準とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第3種第2級又は第4種第1級の道路にあっては2.75メートルまで、第3種第3級若しくは第4級又は第4種第2級若しくは第3級の道路にあっては2.5メートルまで縮小することができる。

5 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。

(立体交差)

第30条 車線（登坂車線，屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である道路が相互に交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不適當なとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 道路を立体交差とする場合においては、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路（以下「連結路」という。）を設けるものとする。

3 連結路については、第5条から第8条まで、第15条、第17条、第18条、第20条から第22条まで、第24条及び第27条の規定は、適用しない。

(鉄道等との平面交差)

第31条 道路が鉄道又は軌道法（大正10年法律第76号）による新設軌道（以下「鉄道等」という。）と同一平面で交差する場合においては、その交差する道路は次に掲げる構造とするものとする。

(1) 交差角は、45度以上とすること。

(2) 踏切道の両側からそれぞれ30メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、2.5パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。

(3) 見通し区間の長さ（線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上5メートルの地点における1.2メートルの高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。）は、踏切道における鉄道等の車両の最高速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道等の運転回数が極めて少ない箇所

については、この限りでない。

踏切道における鉄道等の車両の最高速度 (単位 1時間につきキロメートル)	見通し区間の長さ (単位 メートル)
50 未満	110
50 以上 70 未満	160
70 以上 80 未満	200
80 以上 90 未満	230
90 以上 100未満	260
100以上 110未満	300
110以上	350

(待避所)

第32条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

- (1) 待避所相互間の距離は、300メートル以内とすること。
- (2) 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。
- (3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第33条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

(凸部, 狭窄部等)

第34条 第4種第4級の道路又は主として近隣に居住する者の利用に供する第3種第5級の道路には, 自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては, 車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し, 又は車道に狭窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。

(乗合自動車の停留所に設ける交通島)

第35条 自転車道, 自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所には, 必要に応じ, 交通島を設けるものとする。

(自動車駐車場等)

第36条 安全かつ円滑な交通を確保し, 又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては, 自動車駐車場, 自転車駐車場, 乗合自動車停車所, 非常駐車帯その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

(防護施設)

第37条 落石, 崩壊, 波浪等により交通に支障を及ぼし, 又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には, 柵, 擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

(トンネル)

第38条 トンネルには, 安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては, 当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ, 適当な換気施設を設けるものとする。

2 トンネルには, 安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては, 当該道路の設計速度等を勘案して, 適当な照明施設を設けるものとする。

3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては, 必要に応じ, 通報施設, 警報施設, 消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

(橋, 高架の道路等)

第39条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。

2 前項に規定するもののほか、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（法第30条第1項第12号に掲げる事項に係るものを除く。）に関し必要な事項は、規則で定める。

（附帯工事等の特例）

第40条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第5条から前条までの規定（第8条、第15条、第16条、第26条、第28条、第33条及び第37条を除く。）による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

（小区間改築の場合の特例）

第41条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第5条、第6条第4項から第6項まで、第7条、第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第17条から第24条まで、第25条第3項並びに第27条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第5条、第6条第3項から第5項まで、第7条、第8条第2項、第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第21条第1項、第23条第2項、第25条第3項、次条第1項及び第2項並びに第43条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第42条 自転車専用道路の幅員は3メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は4メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2.5メートルまで縮小することができる。

2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員0.5メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。

3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、政令第39条第4項に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。

4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第4条から第40条まで及び前条第1項の規定(自転車歩行者専用道路にあつては、第13条を除く。)は、適用しない。

(歩行者専用道路)

第43条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、2メートル以上とするものとする。

2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、政令第40条第3項に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。

3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

4 歩行者専用道路については、第4条から第12条まで、第14条から第40条まで及び第41条第1項の規定は、適用しない。

第3章 道路に設ける道路標識の寸法

第44条 法第45条第3項に規定する道路標識の寸法は、別表に定めるとおりとする。

第4章 道路等との交差の方式を立体交差とすることを要しない場合

第45条 法第48条の3ただし書に規定する条例で定める立体交差とすることを要しない場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 当該交差が一時的である場合
- (2) 立体交差とすることによって増加する工事の費用が、これによって生ずる利益を著しく超える場合

第5章 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準

(道路移動等円滑化基準)

第46条 移動等円滑化法第10条第1項の規定による移動円滑化のために必要な道路の構造に関する条例で定める基準は、この章に定めるとおりとする。

(歩道)

第47条 道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。

(有効幅員)

第48条 歩道の有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては3.5メートル以上、その他の道路にあつては2メートル以上とするものとする。

2 自転車歩行者道の有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては4メートル以上、その他の道路にあつては3メートル以上とするものとする。

3 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(舗装)

第49条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

(勾配)

第50条 歩道等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

2 歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

(歩道等と車道等の分離)

第51条 歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩(以下「車道等」という。)又は自転車道に接続して縁石線を設けるものとする。

2 歩道等（車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは、15センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。

3 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けるものとする。

(高さ)

第52条 歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、5センチメートルを標準とするものとする。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。

2 前項の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとする。

(横断歩道に接続する歩道等の部分)

第53条 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は2センチメートルを標準とするものとする。

2 前項の段差に接続する歩道等の部分は、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に転回することができる構造とするものとする。

（車両乗入れ部）

第54条 第48条の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち第50条第2項の規定による基準を満たす部分の有効幅員は、2メートル以上とするものとする。

（立体横断施設）

第55条 道路には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設（以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。）を設けるものとする。

2 移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けるものとする。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

3 前項に規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けるものとする。

（エレベーター）

第56条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

(1) かごの内法幅は1.5メートル以上とし、内法奥行きは1.5メートル以上とすること。

(2) 前号の規定にかかわらず、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあっては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。

- (3) かが及び昇降路の出入口の有効幅は、第1号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては90センチメートル以上とし、前号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては80センチメートル以上とすること。
- (4) かが内に、車椅子使用者が乗降する際にかが及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第2号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては、この限りでない。
- (5) かが及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、かが外からかが内を視覚的に確認することができる構造とすること。
- (6) かが内に手すりを設けること。
- (7) かが及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。
- (8) かが内に、かがが停止する予定の階及びかがの現在位置を表示する装置を設けること。
- (9) かが内に、かがが到着する階並びにかが及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- (10) かが内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。
- (11) かが内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作することができる構造とすること。
- (12) 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅は1.5メートル以上とし、有効奥行きは1.5メートル以上とすること。
- (13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着するかがの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かが内に、かが及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかがの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

(傾斜路)

第57条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊り場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートル以上とすることができる。
- (2) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。
- (3) 横断勾配は、設けないこと。
- (4) 2段式の手すりを両側に設けること。
- (5) 手すり端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (6) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (7) 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとする。
- (8) 傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
- (9) 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。
- (10) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅が1.5メートル以上の踊り場を設けること。

(エスカレーター)

第58条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。

- (1) 上り専用のもので下り専用のをそれぞれ設置すること。

- (2) 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。
- (3) 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にある構造とすること。
- (4) 踏み段の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別することができるものとする。
- (5) くし板の端部と踏み段の色の輝度比が大きいこと等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別することができるものとする。
- (6) エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。
- (7) 踏み段の有効幅は、1メートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合においては、60センチメートル以上とすることができる。

(通路)

第59条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めること。
- (2) 縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。
- (3) 2段式の手すりを両側に設けること。
- (4) 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (5) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (6) 通路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

(階段)

第60条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段（その踊り場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、1.5メートル以上とすること。

- (2) 2段式の手すりを両側に設けること。
- (3) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (4) 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- (5) 踏み面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (6) 踏み面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。
- (7) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- (8) 階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
- (9) 階段の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。
- (10) 階段の高さが3メートルを超える場合においては、その途中に踊り場を設けること。
- (11) 踊り場の踏み幅は、直階段の場合にあつては1.2メートル以上とし、その他の場合にあつては当該階段の幅員の値以上とすること。

(高さ)

第61条 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、15センチメートルを標準とするものとする。

(ベンチ及び上屋)

第62条 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(障害者用駐車施設)

第63条 自動車駐車場には、障害者が円滑に利用できる駐車のために供する部分（以下「障害者用駐車施設」という。）を設けるものとする。

2 障害者用駐車施設の数、自動車駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあつては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあつては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とするものとする。

3 障害者用駐車施設は、次に定める構造とするものとする。

(1) 当該障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

(2) 有効幅は、3.5メートル以上とすること。

(3) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

（障害者用停車施設）

第64条 自動車駐車場の自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける階には、障害者が円滑に利用できる停車のために供する部分（以下「障害者用停車施設」という。）を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 障害者用停車施設は、次に定める構造とするものとする。

(1) 当該障害者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用停車施設までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

(2) 車両への乗降のために供する部分の有効幅は1.5メートル以上とし、有効奥行きは1.5メートル以上とするなど、障害者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。

(3) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

（出入口）

第65条 自動車駐車場の歩行者の出入口は、次に定める構造とするものとする。

ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、こ

の限りでない。

(1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち1以上の出入口の有効幅は、1.2メートル以上とすること。

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、前号ただし書の規定により設ける歩行者の出入口のうち、1以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあつては車椅子使用者が円滑に開閉して通過することができる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(通路)

第66条 障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち1以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。

(2) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(3) 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。

(エレベーター)

第67条 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階（障害者用駐車施設が設けられている階に限る。）を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

2 前項のエレベーターのうち1以上のエレベーターは、前条に規定する出入口に近接して設けるものとする。

3 第56条第1号から第4号までの規定は、第1項のエレベーター（前項のエレベーターを除く。）について準用する。

4 第56条の規定は、第2項のエレベーターについて準用する。

(傾斜路)

第68条 第57条の規定は、前条第1項ただし書の傾斜路について準用する。

(階段)

第69条 第60条の規定は、自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段の構造について準用する。

(屋根)

第70条 屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設及び第66条に規定する通路には、屋根を設けるものとする。

(便所)

第71条 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合には、当該便所は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別(当該区別がある場合に限る。)並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。
- (2) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (3) 男子用小便器を設ける場合においては、1以上の床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を設けること。
- (4) 前号の規定により設けられる小便器を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に、手すりを設けること。

2 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合には、そのうち1以上の便所は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

- (1) 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられているものであること。
- (2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第72条 前条第2項第1号の便房を設ける便所は、次に定める構造とするものと

する。

(1) 第66条の規定により設けられる通路と便所との間の経路における通路のうち
1以上の通路は、同条各号に定める構造とすること。

(2) 出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(3) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。た
だし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(4) 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設
けられていることを表示する案内標識を設けること。

(5) 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(6) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

2 前条第2項第1号の便房は、次に定める構造とするものとする。

(1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

(2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有す
るものであることを表示する案内標識を設けること。

(3) 腰掛式の便器及び手すりを設けること。

(4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設け、かつ、
その旨を見やすい方法により表示すること。

(5) 非常ベル等の外部に緊急を知らせる器具を取り付けること。

3 第1項第2号、第5号及び第6号の規定は、前項の便房について準用する。

第73条 前条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号並びに第2項第2
号から第5号までの規定は、第71条第2項第2号の便所について準用する。この
場合において、前条第2項第2号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読
み替えるものとする。

(案内標識)

第74条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(視覚障害者誘導用ブロック)

第75条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。この場合において、視覚障害者誘導用ブロックの敷設は、視覚障害者の安全性及び利便性に配慮した方法によるものとする。

2 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。

3 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(休憩施設)

第76条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(照明施設)

第77条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。

ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

2 乗合自動車停留所及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化の

ために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

第6章 雑則

(委任)

第78条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第47条の規定により歩道を設ける道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第47条の規定にかかわらず、当分の間、歩道に代えて、車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭窄部又は屈曲部その他の自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための道路の部分を設けることができる。

3 第47条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第48条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を1.5メートルまで縮小することができる。

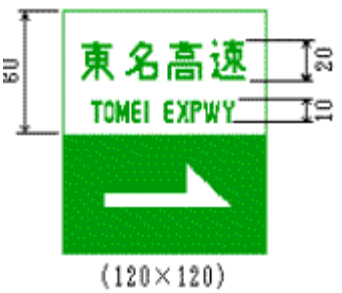

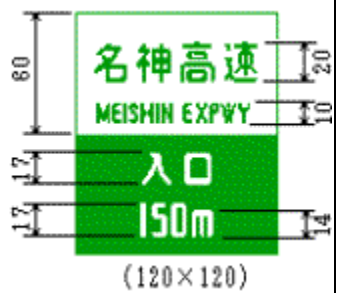


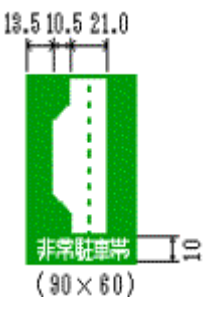
4 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーター又はエスカレーターが存する道路の区間について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第48条第1項及び第2項の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道等の有効幅員を1メートルまで縮小することができる。



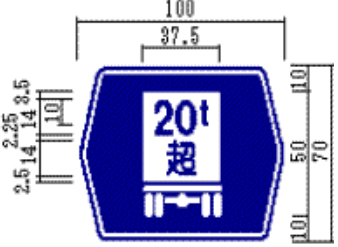
5 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないため、第52条の規定による基準をそのまま適用することが適当でない認められるときは、当分の間、同条の規定による基準によらないことができる。

6 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第54条の規定の適用については、当分の間、同条中「2メートル」とあるのは「1メートル」とする。

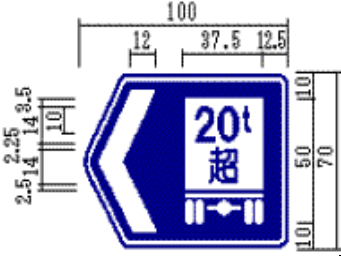
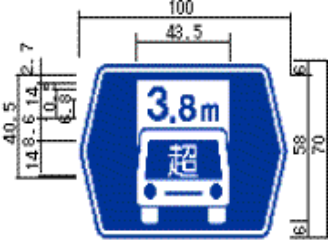
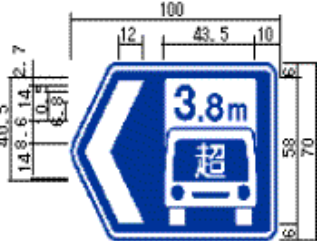
別表

1 案内標識

種類	入口の方向	入口の方向	入口の予告
番号	(103-A)	(103-B)	(104)
標識	 <p>(120×120)</p>	 <p>(120×120)</p>	 <p>(120×120)</p>
種類	非常電話	待避所	非常駐車帯
番号	(116の2)	(116の3)	(116の4)
標識	 <p>(90×60)</p>	 <p>(90×60)</p>	 <p>(90×60)</p>







種類	駐車場	登坂車線	総重量限度緩和指定区間
番号	(117-A)	(117の2-A)	(118の3-A)
標識			




2 警戒標識

種類	総重量限度緩和指定道路	高さ限度緩和指定道路	高さ限度緩和指定道路
番号	(118の3-B)	(118の4-A)	(118の4-B)
標識			
種類	道路の通称名	道路の通称名	道路の通称名
番号	(119-A)	(119-B)	(119-C)

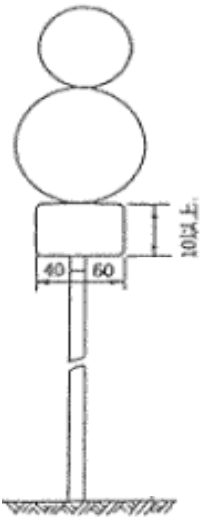

標識		
種類	まわり道	
番号	(120-A)	
標識		

種類	本標識及び柱の企画		
標識			
種類	十形道路交差点あり	左（又は）方屈曲あり	信号機あり

番号	(201-A)	(202)	(208の2)
標識			
種類	落石のおそれあり	路面凹凸あり	合流交通あり
番号	(209の2)	(209の3)	(210)
標識			

種類	車線数減少	幅員減少	二方向交通
番号	(211)	(212)	(212の2)
標識			

3 補助標識

種類	補助標識の寸法 (注意事項(510)を除く。)	種類	注意事項
		番号	(510)
標識		標識	

備考

1 本標識板

(1) 寸法

ア 寸法が図示されているものについては、図示の寸法（その単位はセンチメートルとする。以下この備考において同じ。）を基準とする。

イ 高速道路等以外の道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあっては、図示の横寸法を図示の寸法の2.5倍まで拡大することができる。

ウ 高速道路等以外の道路に設置する「駐車場（117-A）」、「総重量限度緩和指定道路（118の3-A・B）」、「高さ限度緩和指定道路（118の4-A・B）」及び「まわり道（120-A）」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合は図示の寸法（イに規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあ

っては、当該拡大後の寸法)の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。

エ 高速道路等以外の道路に設置する「登板車線(117の2-A)」及び「道路の通称名(119-A・B・C)」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の1.5倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。

オ 高速道路等以外の道路に設置する「道路の通称名(119-A・B)」を表示する案内標識については、表示する文字の字数により図示の横寸法(「道路の通称名(119-C)」を表示するものについては、縦寸法)を拡大することができる。

(2) 文字の大きさ等

ア 寸法が図示されている文字及び記号の大きさは、図示の寸法を基準とする。

イ 高速道路等以外の道路に設置する案内標識で、「入口の方向(103-B)」、「入口の予告(104)」、「方面、方向及び道路の通称名の予告(108の3)」、「方面、方向及び道路の通称名(108の4)」、「著名地点(114-B)」、「非常電話(116の2)」、「待避所(116の3)」、「非常駐車帯(116の4)」、「駐車場(117-A)」、「登板車線(117の2-A)」、「総重量限度緩和指定道路(118の3-A・B)」、「高さ限度緩和指定道路(118の4-A・B)」、「道路の通称名(119-A・B・C)」及び「まわり道(120-A)」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値(ローマ字にあつては、その2分の1の値)を基準とする。ただし、必要がある場合にあつては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。

設計速度(単位 キロメートル毎時)	文字の大きさ(単位 センチメートル)
70以上	30

40, 50又は60	20
30以下	10

ウ 「方面，方向及び道路の通称名の予告（108の3）」及び「方面，方向及び道路の通称名（108の4）」を表示する案内標識については，矢印外の文字の大きさは，イの規定によるものとし，矢印中の文字の大きさは，矢印外の文字の大きさの0.6倍の大きさとする。

エ 「著名地点（114-B）」を表示するものの文字の大きさは，10センチメートルを標準とする。

オ 「市町村（101）」，「方面，方向及び距離（105-B・C）」，「方面及び距離（106-A・C）」，「方面及び方向の予告（108-A・B）」，「方面及び方向（108の2-A・B）」，「方面，方向及び道路の通称名の予告（108の3）」，「方面，方向及び道路の通称名（108の4）」及び「著名地点（114-A・B）」を表示する案内標識に，それぞれ市章及び公共施設等の形状等を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは，日本字の大きさの1.7倍以下の大きさとする。

カ 高速道路等以外の道路に設置する「駐車場（117-A）」を表示する案内標識に便所を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは，駐車場を表示する記号の0.7倍以下の大きさとする。

キ 縁，縁線及び区分線の太さは，次の寸法を基準とする。

(ア) 案内標識

縁は，高速道路等以外の道路に設置するもので，「待避所（116の3）」，「駐車場（117-A）」及び「まわり道（120-B）」を表示するものについては9ミリメートル，「総重量限度緩和指定道路（118の3-A・B）」及び「高さ限度緩和指定道路（118の4-A・B）」を表示するものについては16ミリメートル，「登板車線（117の2-A）」を表示するものについては10ミリメートル，「道路の通称名（119-A・B・C）」を

表示するものについては8ミリメートル，その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとし，縁線及び区分線は，日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。

(イ) 警戒標識

縁及び縁線は，12ミリメートルとする。

2 補助標識

(1) 図示の寸法を基準とする。

(2) 補助標識は，その附置される本標識板の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大し，又は縮小することができる。